


第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 7 月 13 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 新垣清淳 

令和 2 年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和 2 年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 清涼

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	14,748	新聞購読料 14,748円
事 務 所 費	154,687	使用料及び賃借料 146,292円 管理運営費 8,395円
事 務 費	25,031	通信連絡費 22,348円 消耗品費 2,683円
人 件 費	195,992	給与 195,992円
合 計	390,458	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 59,542 円

領 収 証

新垣 清涼

様 No. _____

★ ¥ 9,725 (3,075円×3ヶ月)

但し新聞代金として (2020年4月～6月)

2020年 6月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

可クヨ 5ケ-1097

沖 縄 タ イ ム ス

新 城 販 売 店

店 主 比 嘉 盛 政

TEL 098-892-2242

・ 充当割合 10/10

・ 当額 8,598 円

$3,075 \text{ 円} \times 2 \text{ ヶ月} = 6,150 \text{ 円}$ (2020年4月・5月分)

$3,075 \text{ 円} \div 30 \text{ 日} = 102 \text{ 円}$ $102 \text{ 円} \times 24 \text{ 日} = 2,448 \text{ 円}$ (6月分) 6月24日任期満了につき24日間分のみ充当

$6,150 \text{ 円} + 2,448 \text{ 円} = 8,598 \text{ 円}$

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

新聞料金 領収証

新垣清涼殿

¥3,075 (消費税込み)

新聞料金 平成 2年 4 月分

上記の金額領収いたしました

令和 2年 5 月 5 日

琉球新報



販売店

- ◎ ご愛読ありがとうございます。
- ◎ 移転の際は当店または本社までお知らせくださるようお願いいたします。

琉球新報販売局 098(865) 5014

新聞料金 領収証

新垣清涼殿

¥3,075 (消費税込み)

新聞料金 平成 2年 5 月分

上記の金額領収いたしました

令和 2年 6 月 5 日

琉球新報



販売店

- ◎ ご愛読ありがとうございます。
- ◎ 移転の際は当店または本社までお知らせくださるようお願いいたします。

琉球新報販売局 098(865) 5014

4 月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 3,075 円

5 月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 3,075 円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

三
三
三



7

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2-4-10 領出 *77,430円(住居家賃)

・ 充当割合 10/10 充当額 77,000 円 (4 月分)

◎政務活動専用事務所 家賃 (77,430 円の内 430 円は手数料につき 77,000 円が家賃)

◎政務活動専用事務所として使用している為



8

2- 6-10 振出

*77,430円住宅家賃

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 30,792 円（6 月分）

※6 月 24 日任期満了につき 24 日間分のみ充当

77,000 円 ÷ 30 日 = 2,566 円 2,566 円 × 24 日 = 61,584 円 61,584 円 ÷ 2 = 30,792 円

選挙応援で事務所前にのぼりを設置した為 念のため 1/2 按分

◎政務活動専用事務所 家賃（77,430 円の内 430 円は手数料につき 77,000 円が家賃）

◎政務活動専用事務所として使用している為

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 2年 5月分	4月 4日	5月 5日	ご使用量	115 kWh	
金額	3 0 7 3				
振込先	新垣 清涼 様				
電気番号	31048-	89-1-0	ご契約種別 (裏面参照)	20	消費税等相当額 (円和)
					279
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様				
ご使用場所	宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102				
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 6月 5日				
金融機関取扱期限日	R 2年 6月 15日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 2年 6月 25日				
料金	20,515				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 2年 6月分	5月 6日	6月 3日	ご使用量	154 kWh	
金額	4 2 2 2				
振込先	新垣 清涼 様				
電気番号	31048-	89-1-0	ご契約種別 (裏面参照)	20	消費税等相当額 (円和)
					383
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様				
ご使用場所	宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102				
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 7月 6日				
金融機関取扱期限日	R 2年 7月 16日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 2年 7月 26日				
料金	14,585.6				
備考	20,611				

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。


5月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 3,073 円

6月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 4,222 円

◎事務所電気料金 (政務活動専用事務所にて使用している為)


**新潟市 上下水道料金納
領告知書兼領収証(お客様控)**
 令和 2年 7月 6日 発行

水道番号
019-205-05

令和 2年 6月分

納付期限
令和02年07月21日

喜友名一丁目5番6-102号
エンゼルハイツ

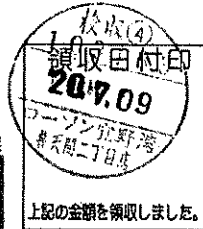
新垣 清涼

様

用途	営業用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
上水道料金	0 円
下水道料金	1,100 円
合計金額	1,100 円

- ☆この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。
- ☆料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
- ☆お支払場所は裏面をご覧ください。

検針期間
 R 2. 4.14から
 R 2. 6.16まで
 新潟市上下水道事業
 管理者 高袋 清松



新潟市上下水道局業務サービス課 ☎892-3352

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 1,100 円

◎事務所水道料金（政務活動専用事務所にて使用している為）

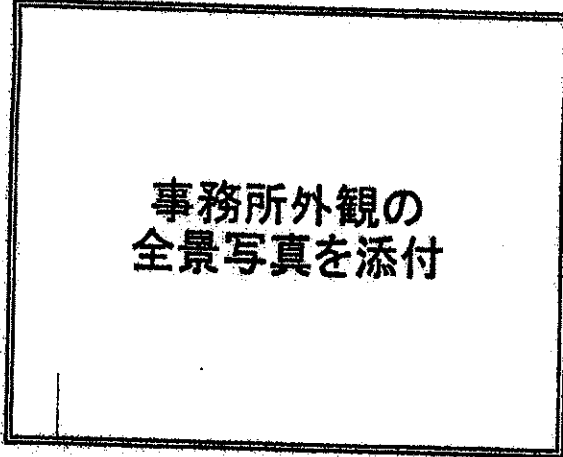
事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 清涼

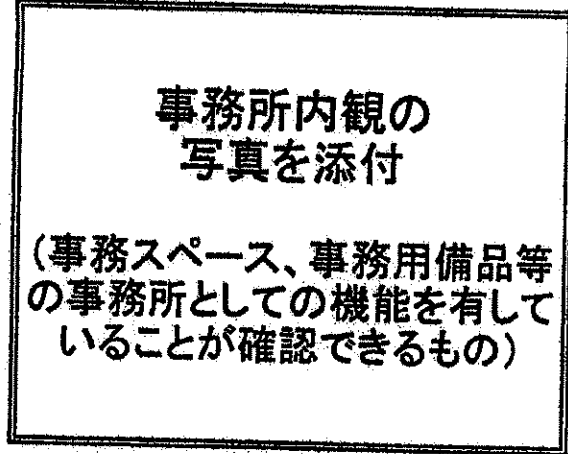
1. 事務所の状況

住所	宜野湾市喜友名1-5-6エンゼルハイツ102号室
----	--------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所の為 全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	77,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	77,000 円
その他	円
	円

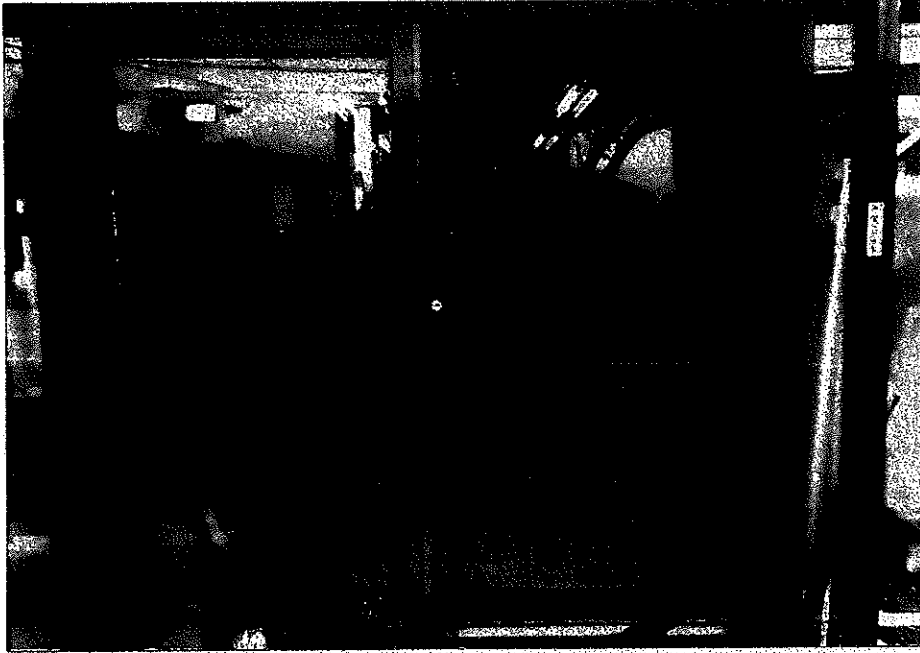
事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣清涼



外観



内観



賃貸借契約書

〔定期〕・普通・期限付・駐車場〕

物件名 エンゼルハイツ (102号室)

賃借人 新垣 清涼 様



有限会社 **TOM**住宅

事務所費

事業用定期建物賃貸借契約書

① 物件の表示	名称	エンゼルハイツ		
	所在地	沖縄県直野湾市喜友名1丁目5番6号		
	構造	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根4階建	住戸番号	102号室
	間取り	13.23坪		
② 賃料等	家賃	月額 75,000円	ネットライン 24	月額 300円+消費税 ※税別の手続きの翌日より発生
	共益費	月額 2,000円	衛生費	月額 無し
	敷金	75,000円	礼金	75,000円
	駐車料	1台無料 ※指定スペースに納車できる車両に限る (但し、車庫証明の発行については、本契約書第25条に基づく)		
③ 事業内容	選挙事務所 ※用途地域に適合した事業形態とする。			
④ 契約期間	2019年9月17日 から 2021年9月16日まで			
⑤ 甲からの契約満了通知をすべき期間	2020年9月17日 から 2021年3月16日まで ※ 再契約がなく本契約が終了となる通知期間			
⑥ 鍵 (本数)	1本			
⑦ 駐車指定場所	敷地内のスペース 登録番号 (未定)			
⑧ 再契約申込み期限	期間満了の1ヶ月前まで			
⑨ 再契約事務手数料	10,000円+消費税			
⑩ 保険更新料	自己加入 (証書のコピーを一部提出)			

賃貸人 (以下「甲」という)、及び賃借人 新垣 清涼 (以下「乙」という)は、頭書①に記載する賃貸借物の目的物件 (以下本物件という) について以下の条項に基づいて借地借家法(以下法という)第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。

第1条 (使用目的) 乙は、本物件について頭書⑩の営業に供する事を目的として使用し、他の目的に使用することはできない。

第2条 (契約期間) 本契約期間は、頭書④に記載するとおりとする。

2. 本契約は前項に規定する期間の満了により終了する。但し、甲の同意があれば、本契約の期間満了の日の翌日を開始日とする新たな賃貸借契約 (以下「再契約」という) をする事ができる。但し、再契約を行う際、乙は再契約事務手数料として頭書⑩の金額を管理業者へ支払うものとする。

- 第7条(敷金) 本契約から生じる債務の担保として、頭書②に記載する敷金を甲に預け入れらるものとす。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
 3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならぬ。尚、返還での返還を希望する場合は返還手数料は、乙の負担とする。但し、乙の都合や音信不通等で、乙の退去後1年以内に解約清算金を受取りに来なかった場合、その権利を放棄したものとみなす。
 4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならぬ。

- 第8条(乙の通知義務) 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を、甲に通知しなければならない。
- (1) 長期(1ヶ月以上)に休業するとき。
 - (2) 乙が本契約締結時当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第12条1項の定めに従うものとする。
 - (3) 乙、又は連帯保証人の住所・氏名・職場・連絡先・その他の変更。
 - (4) 乙及び連帯保証人の死亡又は解散。

- 第9条(乙からの解約) 乙は、甲に対して少なくとも60日前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から60日分の賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して60日を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

- 第10条(契約違約損害金) 乙の都合により、本契約期間内において本契約を解約・解除する場合は、敷金の全額を期間違約損害金として、徴収するものとする。この場合において、本契約第7条3項・第11条の金額に不足が生じた時は、乙は直ちに不足額を確実に納付しなければならぬ。(但し、再契約以後は適用しないものとする。)

- 第11条(明け渡し及び明渡し時の修繕) 乙は、第9条の60日前の解約申し入れを行った上で、明渡しの日(明け渡しの日)の7日前までに甲と立会い日時等調整を行い、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2. 乙は、第12条に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
3. 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全鍵)を甲に返還しなければならない。
4. 乙は、明渡しについては、残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、第5条、第6条に係る料金の精算を終えた上で、甲と室内立会いを行い、鍵を引き渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは乙の費用で、甲が残存物の処理等を行うことができるものとする。

3. 頭書③に規定されている契約期間満了においては、頭書⑥による乙が、契約を行うものとし、甲は契約時において前2項及び頭書④をもって乙へ告知したものとす。

万一、本契約期間が満了し、再契約がなされなかった場合は特約条項2項において履行されても乙は、一切の異議申し立てはしないものとし、期間経過後の賃料の支払いに関しては違約損害金とする。

5. 甲から再契約をしない旨の意思表示があった場合は、第1項に規定する期間の満了の1年前～6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という)に乙に対し、甲から期間満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとするが、甲より何等異議のない場合は2項をもって再契約をすることができる。

6. 甲が前項における通知期間の経過後、乙に対し期間の満了により賃貸借を終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日より6ヶ月を経過した日をもって賃貸借は終了する。

第3条(賃料等及び支払方法) 乙は頭書②の記載に従い、毎月10日までに当月分を、甲の指定する金融機関において自動振替にて支払わなければならない。但し、甲が承諾した場合は、甲の指定する口座への振り込みを原則とする。この場合の支払いに関する自動振替手数料及び振込手数料等は乙の負担とする。窓口での家賃支払いに関しては受け付けておりませんが、万一窓口での支払いの場合は、事務手数料として1,000円を徴収させていただきます。

※領収証発行に関しては、事務手数料500円を徴収させていただきます。

2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
3. 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - (2) 土地又は建物の価格上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - (3) 近隣同種の建物と比較して不相当となった場合。

第4条(共益費) 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料等(以下この条において「維持管理費」という)に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2. 前項の共益費は、頭書②の記載に従い、支払わなければならない。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
4. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

第5条(賃料等の延滞) 乙が、本契約より生じる金銭債務の支払いを、当月17日まで遅滞した場合は、甲は即日保証会社への代位弁済手続きを行うものとする。この請求に対し、乙は甲に何等異議申し立てしないものとする。

第6条(負担の帰属) 乙は、電気・ガス・水道等本物件に係る一切の使用料金を負担するものとする。

(6) 乙は、一 項を承認し承諾したりえで誓約書(別紙)に署名・捺印するものとする。

第14条(契約の解除) 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないうときは本契約を解除する事ができる。

- (1) 乙が賃料又は共益費等の支払いを2ヶ月以上怠った時。
- (2) 乙が賃料、共益費の支払いをたびたび遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められる時。

(3) 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った時。

2. 甲は乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続する事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約を頭書⑩の記載以外に使用した時。
- (2) 第12条のいずれかの場合の条項に違反した時。
- (3) 入居時に、乙又は、連帯保証人について記載した事実と重大な虚偽があったことが判明した時。
- (4) 警察当局の介入を生じさせざる行為をおこなったとき。
- (5) 銀行取引の停止。
- (6) 被産手続きの開始。
- (7) 民事再生手続きの開始。
- (8) 会社更生手続きの開始。
- (9) 特別清算手続きの開始。
- (10) その他乙が本契約の各条項に違反した時。

第15条(乙の管理義務) 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3. 乙は本物件を使用するにあたっては、湿気対策等、換気を充分に行い、カビの発生を予防するものとする。万一、換気不十分によりカビが発生した場合は、乙の責にて対応するものとする。
- 4. 乙は、管理規約・使用細則を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 5. 契約締結と同時に甲は、乙が入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しななければならない。万一紛失又は破損した時は、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに取寄せた鍵の交付を受けるとする。ただし、新たな鍵の取寄せ費用は乙の負担とする。
- 6. 乙は、鍵の追加取寄せ、交換を甲の承諾なく行ってはならない。
- 7. 専用庭、ベランダ等の排水溝において詰まりが生じないよう常に留意しななければならない。万一、乙の普注意義務違反により詰まりが発生させた場合は乙の責にて直ちに対応するものとし、本物件、近隣住民等に損害を発生させた場合、乙はその損害の賠償をしなければならぬ。

5. 本物件の明渡し時において乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損傷、乙の故意又は過失により必要となった修繕(例: タバコのヤニ、油汚れ、カビ、シミ等の汚損及びフローリングの傷等の損傷部分の補修費)に要する費用を負担し、本物件を原状に回復しなければならぬ。

6. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して賃貸借契約が解除された日、又は消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

7. 乙は、本物件の明渡しに際し、修繕料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物等について、甲に買取りを請求することはできない。

第12条(禁止又は制限される行為) 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の全部又は一部及び専用駐車場についても賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改築、模様替え又は本物件の敷地内に工作物の設置を行ってはならない。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管する事。
- (2) 大型で重量のある物品等を搬入し又は備え付ける事。
- (3) 排水管を腐食させる恐れのある液体を流す事。
- (4) 大音量(テレビ、ステレオ、カラオケ、楽器演奏その他それに類する大音量)を発生させる行為。
- (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育する事。
- (6) 犬、猫その他小動物等の飼育。
- (7) 民泊等の転貸行為(無断でのシェアハウスも含む)および近隣へ迷惑をかける行為(例: 敷地内やベランダでのBBQ、タバコのポイ捨て、等)。

4. 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得る事なく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階数・廊下等共用部分への物品の設置。
- (2) 階数・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

第13条(暴力団等の排除) 乙が次の各号の一に該当した時は、甲は何等の催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員と判断した時。
- (2) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、提灯、代紋等を掲示した時。
- (3) 本物件に、暴力団構成員・同準構成員等を居住させあるいは、反復継続し出入りさせた時。
- (4) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行脅迫、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣所持等の犯罪を行った時。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態で暴行をよって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えた時。

第16条 (契約期間中の修繕) 乙は、甲の承諾を得ることなく、本項第(1)から(2)号に掲げる修繕を自らの負担で行うことができる。但しその費用を甲に請求できない。

- (1) 乙が自ら設置した動産及び設備の修繕。
 - (2) その他修繕
2. 乙の故意又は過失(例) バス・トイレ、流し台等の排水のつまり・エアコンの汚濁及びメンテナンス等) により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
3. 本物件内に破損箇所が生じた時は、乙は甲に速やかに届けて確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
4. 甲が修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否できない。
5. 使用人及び来訪者等、乙の関係者の故意又は過失により、必要となった修繕に要する費用は、乙の負担とする。

第17条 (貸入の立入り) 甲は、本物件の防火、防犯構造の管理上に特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に基づく甲の立入りを拒否する事はできない。
- 3. 甲は、火災、地震、台風、漏水、ガス漏れ等その他、物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められる時は、乙の承諾を得る事なく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入った時は、立ち入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

第18条 (天災および取用) 天災・地震・その他、甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の使用に供する事ができなくなった時、又は、将来都市計画により本物件が取用及び、使用を制限され賃貸借契約を維持する事ができなくなった時は、本契約は当然終了する。そのことにより生じた損害についても、甲はその責を負わないものとする。

第19条 (駐車場) 乙は、駐車場内においての事故・盗難・違反車両の処理等が発生した時は、乙の自己責任に於いて処理するものとし、甲はそれらの損害に対し一切の責任を負わないものとする。

- 2. 駐車場内スペースへ車両以外の動産物類 (移動不可能な廃棄車両及び車両の部品も含む) の放置を全面禁止とする。
- 3. 駐車場敷地内で車両の修理は全面禁止とする。また、車両から漏出したエンジンオイル等が敷地内を汚損した場合は乙の責にこの責にて原状回復を行うものとし、補修後は必ず甲 (管理業者) へ完了確認を得るものとする。

第20条 (連帯保証人) 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

- 2. 連帯保証人は、再契約がなされた後も引き続き、連帯保証人としてその責を負うものとする。
- 3. 連帯保証人が破産、所在不明又は死亡した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他、甲において必要と認められる時にも、乙は連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。但しその際は、保証会社への審査・加入を条件とし、保証会社への保証委託料が発生するときは、乙の負担とする。

4. 前項の保証及び追加条件で、保証会社への加入ができない、又は、新たな連帯保証人がいない場合は、本契約の期間満了により、本契約は解除するものとし、本物件を明渡さなければならない。

5. 乙は、連帯保証人に対して、乙が甲へ届出をせずして所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

第21条 (乙の長柄不在) 乙が甲に対して、通知なく本物件を1ヶ月以上不在(無人)にした場合、甲は乙の連帯保証人に対し、契約解除の意思表示をすることができる。

- 2. 前項の場合、本物件内に遺留された乙所有の家財道具及び物品等がある場合、甲は、乙の連帯保証人に、乙の遺留物を引き取りさせることができる。
- 3. 甲は本物件に搬入された乙の家財道具を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとし、それと同時に連帯保証人による本契約を解除した上で、甲より乙及び連帯保証人へそれにかかる一切の費用を請求できるものとする。

その後1ヶ月を経過しても取引人ないときは、乙が一切の権利を放棄したものとみなし、甲において処分し、債務に充当しても乙は何ら異議申し立てをしないものとする。尚、これに要するすべての費用に於いては乙・連帯保証人の負担とする。

第22条 (管轄裁判所) 本契約の起因に関し、訴訟を提起する必要がある時は、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第23条 (協議) 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

第24条 (入居者総合保険・保証会社の加入条件) 乙は本契約期間中、火災・爆発・盗難・漏水等の事故に備え、入居者総合保険、又は同等の借家人賠償責任保険・個人賠償責任保険 (保険金額が1,000万円以上) に加入するものとし、入居期間中は保険加入を条件とする。また、乙が前項の入居者総合保険に加入している場合において、保険(保証)金額の範囲を超えた損害を生じた時は乙の喫費負担とする。

- 3. 乙が、入居者総合保険等に未加入で、乙の責に帰する事由により、甲及び本物件、近隣入居者等に損害を生じた場合は、乙はその損害の賠償をしなければならない。
- 4. 乙は契約期間中、家賃保証会社へ加入するものとし、万一、賃料等に変更が生じた事により保証料の差額が生じた場合は乙の負担とする。

第25条 (車庫証明) 車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾確認の上、必ず車庫保証金として、1台につき金30,000円を甲(管理業者)へ預託し、甲(管理業者)で捺印された車庫保管場所承諾書の発行をうけるものとする。但し、保証金に利息は付さないものとする。

注: 甲及び管理業者からの承諾なき車庫証明申請書に関しては一切無効とする。

新垣清涼

氏名

乙は本特約条項において同意したことを証する為、下記に記名・押印を付するものとする。

※ 乙及び、連帯保証人は各条項にある説明を十分に受け承継し、下記に署名・捺印したものと
するので履行されても一切の異議申し立てはしないものとする。

だきます
(2) 前項のシステム料金は、顕微鏡の記載に従い支払う事とする。
(3) 1ヶ月に満たない期間のポットライン 24 システム料金は、1ヶ月を30日として日割
り計算した額とする。

(4) 本物件の管理会社は、システム運営費の増減によりポットライン 24 システム料金が不
相応となったときは、ポットライン 24 システム料金を改定することができる。

9. 乙の居住中の使用により発生した建物価値の減少のうち乙の故意、過失、普管任意義務違
反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧する費用の負担は乙の責
任負担となります。

10. 本物件における建物敷地内、室内の造作（設備機器含む）や補修・模様替えを行う際は甲に
その概要を書面にて承諾を得るものとする。但し、その造作や補修・模様替えにかかる費用
と退去時の原状回復においての費用は乙の負担とする。

11. 本物件を使用するにあたり、万一、近隣住民とのトラブルが発生した場合は乙にて処理し、
甲及び管理業者は一切の責を負わないものとする。

12. 乙の業務に関連する行政への確認および申請行為（例：用途地域の確認を含む都市計画法、
消防法、建築基準法、等）その他、営業に関連する法令上の確認及び申請料については乙
の自己責任の下で行ったものとし、当該事項における処分について甲及び管理業者はその責
を負わないものとする。当該事項の確認及び報告により設備設置等が生じる場合、又は建物
全体に設備増設等が必要となる場合の費用についても乙の実費負担にて行うものとする。尚、
年々変更となる法令の改正についても当該事項に含まれる為、乙は十分配慮しなければなら
ない。

13. 乙は万一の火災、盗難、器物損壊・人的損害等に備え、賠償責任保険に加入することを条件
とし、本物件の損害を補填しなければならない。

14. 退去時によるゴミ（動産物を含む）処分に関して、乙は自身の責任において処分するものと
する。万一、退去後に残置物となり、甲にてやむを得ず回収処分した場合、それにかかる費
用はゴミ及び動産物類の大小に関わらず処分費用として一律100,000円を乙へ請求す
るものとする。また処分費用が100,000円を超える場合は、その超過した費用も追加
で乙の実費にて負担するものとする。

15. 乙本人及び関係者が事件・事故等により万一、室内で死亡した際、その室内の原状回復にか
かわる一切の費用に関して乙及び連帯保証人は、加入中の保険及び保証会社をもって対応す
るものとし、その保証範囲を超過した分に関しては全て実費負担にて対応するものとする。
尚、室内の死亡について、故意・過失が認められる場合は、室内を原状回復後6カ月の費
料を連帯保証人とともに支払うものとする。

2. 前項の保証金は、契約解除後1ヶ月以内に保管理事務所台帳の抹消を証明書類を甲（管理業
者）へ提出した後に返還する。但し、その手続きが1ヶ月を超えた場合は、保証金は返還さ
れないものとする。

3. 甲及び管理業者へ承諾を得ずに保管理事務所使用承諾証明書を発行した場合の重庫証明登録に関
しては一切無効とする。また、本条第1項における連約金として1台につき金30,000
円を請求するものとする。

第26条（免責）地震、火災、台風、水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又
は、甲の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた乙の損害について、
甲はその責を負わないものとする。

特約条項 本契約は当事者協議の上、再契約をすることができる。

2. 乙が再契約を希望する場合には、甲に対して再契約の締結を申し込まなければならぬ。再
契約の際は店頭へ来店して頂き、新たな契約書への本人及び、連帯保証人の署名・捺印が必
要となります。万一、本契約に至らなかった時は解除となる為、契約終了後の翌日より連約
損害金として、資料の倍額を請求すると同時に本契約は本契約期間満了日をもって終了す
るものとする。

3. 乙は再契約を締結するには連帯保証人を付さなければならぬ。

4. 上記以外の条件等は再契約時に当事者協議の上、決定するものとする。

5. 本契約に於いて、賃借人（乙）からの変更等を希望する場合は、下記の書類及び費用が必要
となります。

- ・ 名称（名称）の変更 変更後の登記簿原本の提出
新規契約事務手数料（資料1カ月分+消費税）
- ・ 役員変更 変更後の登記簿原本の提出
役員変更書類及び暴力団等の排除に関する誓約書提出
変更手続き事務手数料（20,000円+消費税）

6. 入居時の室内の保管状況は、入居前チェック表を参考資料の一つとし、明け渡し時における
乙の原状回復義務負担範囲の参考とする。

7. 明渡し時の清掃費用（指定の清掃専門業者による清掃）及び模様替え費用、配管洗浄費用、
水道パッキン交換費用については通常の原状回復義務を超える義務になりますが、乙の負担
とする特約がつきます。

但し、一部により、下記に示すように現状で入居した場合に於いては、
一部分の費用を明渡し時に負担するものとします。

清掃費用	35,000円（業者による清掃基本価格）
模様替え費用	8,000円
配管洗浄費用	10,000円
水道パッキン交換費用	10,000円

※上記価格は消費税別の価格となります。

8. 本物件は管理会社において、営業時間外の緊急対応として『ポットライン 24 システム』(以
下、この条において本システムという)を行っており、本システム料に充てるため、乙は再
契約手続きの翌日より、ポットライン 24 システム料金を本物件の管理会社にお支払いいた

下記貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、本物件について借地借家法第8条に定める貸貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名(直筆に限る)・押印の上、各自の1通を保有する。

2019年9月10日

甲 (貸貸人) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

乙 (貸借人) 住所 宜野湾市喜友名2-6-20 氏名 新垣清涼 TEL [Redacted]

連帯保証人(直筆に限る) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] TEL [Redacted] 確認日時: 年 月 日 (時間:) 担当者 [Redacted] 確認事項: 氏名 住所 生年月日 連帯保証人への同意確認 同席 (有・無)

連帯保証人(直筆に限る) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 印 TEL [Redacted] 確認日時: 年 月 日 (時間:) 担当者 [Redacted] 確認事項: 氏名 住所 生年月日 連帯保証人への同意確認 同席 (有・無)

媒介業者 免許証番号: 沖縄県知事免許(7)第2779号 住所: 沖縄県高野湾市高崇原1丁目2番5号 商号又は名称: 有限会社 TOM住宅 取締役 普天間 朝臣 電話: 098(898)1008 宅地建物取引士 氏名 [Redacted]



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所 様

お客様番号
4910-0132-09740

2020年 4月ご請求分

金額(円)
¥5,132-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

20.4.2 印
ローソン長野県
新井二丁目店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4 月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 5,132 円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所 様

お客様番号
4910-0132-09740

2020年 5月ご請求分

金額(円)
¥5,238-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

20.5.24 印

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

5 月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 5,238 円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所 様

お客様番号
4910-0132-09740

2020年 6月ご請求分

金額(円)
¥3,912-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

20.6.22 印

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

6 月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 3,912 円

6月24日任期満了につき24日分のみ充当

$$4910 \text{ 円} \div 30 \text{ 日} = 163 \text{ 円} \quad 163 \text{ 円} \times 24 = 3,912 \text{ 円}$$

◎事務所電話料金（政務活動専用事務所に設置してある為）

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥2,002
番号	(91)908093-043890 Q110001766170899 200430-0-002002-4
受取人	ヤフー株式会社
印刷 行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。

020023



4月分

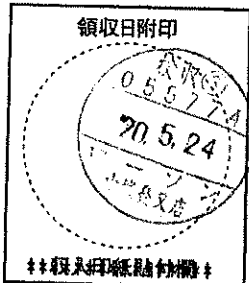
- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 2,002 円

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1,672
番号	(91)908093-043890 0110001775392316 200531-0-001672-4
受取人	ヤフー株式会社
印刷 行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。

018646



5月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 1,672 円

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1,672
番号	(91)908093-043890 0110001784896375 200630-0-001672-8
受取人	ヤフー株式会社
印刷 行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。

018496



6月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 1,320 円

6月24日任期満了につき24日分のみ充当

1,672 円 ÷ 30 日 = 55 円 55 円 × 24 = 1,320 円

料金後納郵便

親展

重要

利用料金のご案内
CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

料金内訳書

<印刷> 振込または宛別料金等：【*】、旧形割割対減料金：【#】

発行年月日 DATE OF ISSUE 2020年 6月11日

KDDI株式会社

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
-------	-------	-------

●au電話料金(携帯電話用)

<5月の利用内訳>

5月の利用内訳
6,144

5月の利用内訳
5,586

5月の利用内訳
4,200

5月の利用内訳
3,500

5月の利用内訳
300

5月の利用内訳
-934

5月の利用内訳
2,840

5月の利用内訳
-2,840

5月の利用内訳
558

5月の利用内訳
0.87GB

5月の利用内訳
200

5月の利用内訳
6,206

5月の利用内訳
6,098

5月の利用内訳
40

5月の利用内訳
-490

5月の利用内訳
-390

5月の利用内訳
500

5月の利用内訳
2

5月の利用内訳
280

5月の利用内訳
200

5月の利用内訳
200

5月の利用内訳
200

5月の利用内訳
200

5月の利用内訳
200

5月の利用内訳
200

¥6,144 ÷ 2 = 3,072 円

- ・5月分
- ・充当割合 1/2
- ・充当額 3,072 円

◎政務活動以外の使用も含まれている為 1/2 按分

合計 (6,144円)

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

auお客様コード 59689128

引き落とし明細

携帯電話料金



901-2222
沖縄県宜野湾市晋友名2丁目 4-20



新垣 清涼 様
〒9006995 沖縄県久茂地2-12-21
4006995K0319520# *1020985
20200601134468690100

カードご利用代金明細書

株式会社おきさん

F900-8534 那覇市久茂地2-12-21

電波堂ビル
沖縄総合事務局長 (11) 第00006号

お問い合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可
ご利用可能額のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196
各種お問い合わせ (土・日・祝祭) 098-862-3201

このおきさんカードは発行していただき、(裏面の0095をお読みください。)

利用明細がございませう。ご利用明細を案内いたしますのでご確認ください。*お支払いが毎月10日(金)まで行われる場合は翌月(日)に引き落とし口より自動振替とさせていただきます。ご入金はお日(金)まで行われます。口座振替の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払いが毎月10日(金)まで行われる場合は、お支払い口座に自動引き落とされます。

3540-3675-5931-1XXX	今月のお支払日	今月のお支払金額合計
2020年 7月10日 (金)		12,570 円

2020年 6月25日
沖縄銀行
P2020年 6月15日 現在

本年のご利用金額は8万円です。
ご利用金額に応じて翌年のポイント付与を考慮
詳しくはJCBカードサイトで確認ください。

取引日	取引内容	金額	残高
2020 5/31	2020 5/31 KDDI ご利用料金	12570	12570
2020 6/1	2020 6/1 KDDI ご利用料金	12570	25140
2020 6/2	2020 6/2 KDDI ご利用料金	12570	37710
2020 6/3	2020 6/3 KDDI ご利用料金	12570	50280
2020 6/4	2020 6/4 KDDI ご利用料金	12570	62850
2020 6/5	2020 6/5 KDDI ご利用料金	12570	75420
2020 6/6	2020 6/6 KDDI ご利用料金	12570	87990
2020 6/7	2020 6/7 KDDI ご利用料金	12570	100560
2020 6/8	2020 6/8 KDDI ご利用料金	12570	113130
2020 6/9	2020 6/9 KDDI ご利用料金	12570	125700
2020 6/10	2020 6/10 KDDI ご利用料金	12570	138270
2020 6/11	2020 6/11 KDDI ご利用料金	12570	150840
2020 6/12	2020 6/12 KDDI ご利用料金	12570	163410
2020 6/13	2020 6/13 KDDI ご利用料金	12570	175980
2020 6/14	2020 6/14 KDDI ご利用料金	12570	188550
2020 6/15	2020 6/15 KDDI ご利用料金	12570	201120
2020 6/16	2020 6/16 KDDI ご利用料金	12570	213690
2020 6/17	2020 6/17 KDDI ご利用料金	12570	226260
2020 6/18	2020 6/18 KDDI ご利用料金	12570	238830
2020 6/19	2020 6/19 KDDI ご利用料金	12570	251400
2020 6/20	2020 6/20 KDDI ご利用料金	12570	263970
2020 6/21	2020 6/21 KDDI ご利用料金	12570	276540
2020 6/22	2020 6/22 KDDI ご利用料金	12570	289110
2020 6/23	2020 6/23 KDDI ご利用料金	12570	301680
2020 6/24	2020 6/24 KDDI ご利用料金	12570	314250
2020 6/25	2020 6/25 KDDI ご利用料金	12570	326820
2020 6/26	2020 6/26 KDDI ご利用料金	12570	339390
2020 6/27	2020 6/27 KDDI ご利用料金	12570	351960
2020 6/28	2020 6/28 KDDI ご利用料金	12570	364530
2020 6/29	2020 6/29 KDDI ご利用料金	12570	377100
2020 6/30	2020 6/30 KDDI ご利用料金	12570	389670

このおきさんカードは発行していただき、(裏面の0095をお読みください。)

※プリンターインク

0071745

領 収 書

2020年4月8日

00522-302-018521

新垣清涼 様

金額	百	千	円
		¥ 972	



- 8% 飲食料品等（軽減税率）消費税等含
 10%（標準税率）消費税等含
 非課税（商品券等） 免税

但し、代りとして(2020/04/03購入分)

上記の金額正に領収いたしました。

- 現金 (Ecy含む)
 クレジット
 ()

内訳

税率	金額 (税抜)	百	千	円
8%	消費税等			
10%	消費税等			
非課税又は免税				

店舗CD
16M

発行者

沖縄県宜野湾市大山七丁目2番10号

株式会社 **サニエ**

TEL 098-898-2225 (本社 経理部)

9:00~18:00 (日曜日を除く)

ご購入内容の確認については、ご購入された店舗へお問い合わせください。



・ 充当割合 10/10

・ 充当額 972 円

◎政務活動専用事務所に設置されているプリンターに使用する為

EDON
エディオン

領収書兼お買上明細

(株)サンエーは省エネ型製品を
おすすめします！
「1人、1日、1kgのCO2
削減」キャンペーン実施中

領収書発行済

発行日 2020年04月03日(金) 16:44

店: 00522 大山シティ

電話 098-898-3040

担当者: [REDACTED]

No. 00522-302-018521

POS: 302

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品

エコリカ

ECI-C371XLY

4562451400724

1

¥972

△計金額

¥972

(10%対象)

¥972)

(10%対象消費税

¥88)

現金領収額

¥972

お預り

¥972

お釣り

¥0

年度別ポイントを更新するのに
多少の時間がかかります。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないと対応致しかねます。

株式会社 サンエー
(作成年) 沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号



※プリンターインク

新垣 清 泉 様 領 収 証

2020年04月06日（月）

¥1,711-

上記正に領収しました（消費税等 155円を含みます）
明細品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です
株式会社 野崎 野崎 野崎 野崎 野崎 野崎 野崎 野崎 野崎 野崎
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-2-3 9
TEL 03-81-893-6226
※保管上のお願いは、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者
2001-509-5097

* 令頁以又証正月糸田 *
2020年04月06日(月)14:54 ｼﾞﾀ2001



4549292033243JAN
000074内ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞ * ¥1,711
合計 ¥1,711
(10%内ﾀｲｼョウ ¥1,711)
(10%内 ¥155)
お買上点数 1点
ｼﾞﾀNo5097 店No00002

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 1,711 円

◎政務活動専用事務所に設置されているプリンターに使用する為

統一様式-④

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 清涼

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: [REDACTED])	<input type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和 2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

新垣清涼



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。


勤務実態申告票

【議員名 新垣 清涼】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞、雑誌、資料、他の議員事務所） ・ 訪問先との連絡・スケジュール調整	20%
	研修に係るもの	
	広聴広報に係るもの ・ 印刷業者との連絡・調整 ・ 広報誌の配布	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 住民相談受付	10%
	会議に係るもの ・ 各種資料、会議の準備等（開催告知、連絡、資料作成）	10%
	資料作成に係るもの ・ 議員依頼全般	20%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 名簿管理 ・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書作成	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 清涼 

被雇用者 

雇用契約書

氏名 [REDACTED] 生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

下記条件にて契約を致します。

雇用期間	定め無し
就業場所	新垣清涼事務所 宜野湾市喜友名 1-5-6-102 号
職務内容	政務活動に係る事務補助
就業時間	10 時 00 分～15 時 00 (休憩 60 分)
賃金	毎月 70,000 円
諸手当	家族手当 0 円・通勤手当 0 円・役職手当 0 円・手当 0 円
各種保健	労災保険 雇用保険
給与支払い	末日締め切り 25 日支払い
休日	土・日・祝日

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 29 年 6 月 1 日

代表者氏名：新垣清涼

従業員氏名： [REDACTED]



人件費





参考様式-②

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 XXXXXXXXXX
住所 XXXXXXXXXX

(令和 2 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月25日	70,000	0	0	70,000		全額
5月25日	70,000	0	0	70,000		全額
6月24日	70,000	0	0	70,000		55,992円 のみ充当
合計	210,000			210,000		

充当割合 10/10
充当額 195,992円

6月分は24日間分 70,000円 ÷ 30 = 2,333円 2,333円 × 24日 = 55,992円
6月24日任期満了につき6月分は24日間分のみ充当

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和2年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月25日	70,000	0	0	70,000		全額
5月25日	70,000	0	0	70,000		全額
6月24日	70,000	0	0	70,000		55,992円 のみ充当
合計	210,000			210,000		

充当割合 10/10
充当額 195,992円

6月分は24日間分 $70,000円 \div 30 = 2,333円$ $2,333円 \times 24日 = 55,992円$
6月24日任期满了につき6月分は24日間分のみ充当

沖縄県議会議員 新垣清涼事務所 氏名： ██████████

令和 2年 4 月

		出勤時間	退謹時間				出勤時間	退謹時間	
1	水	11	16		16	木	10	15	
2	木	11	16		17	金	10	15	
3	金	10	15		18	土	休	休	
4	土	休	休		19	日	休	休	
5	日	休	休		20	月	11	16	
6	月	11	13		21	火	10	15	
7	火	11	16		22	水	11	16	
8	水	10	15		23	木	10	15	
9	木	10	15		24	金	10	15	
10	金	10	15		25	土	休	休	
11	土	休	休		26	日	休	休	
12	日	休	休		27	月	休	休	
13	月	10	15		28	火	10	15	
14	火	11	16		29	水	休	休	
15	水	10	15		30	木	10	15	
					31				

沖縄県議会議員 新垣清涼事務所 氏名： XXXXXXXXXX

令和2年 5 月

		出勤時間	退勤時間				出勤時間	退勤時間	
1	金	10	15		16	土	休	休	
2	土	休	休		17	日	休	休	
3	日	休	休		18	月	10	15	
4	月	休	休		19	火	10	15	
5	火	休	休		20	水	10	15	
6	水	休	休		21	木	10	15	
7	木	10	15		22	金	10	15	
8	金	11	16		23	土	休	休	
9	土	休	休		24	日	休	休	
10	日	休	休		25	月	10	15	
11	月	10	15		26	火	10	15	
12	火	10	15		27	水	10	15	
13	水	10	15		28	木	10	15	
14	木	10	15		29	金	10	15	
15	金	11	16		30	土	休	休	
					31	日	休	休	

沖縄県議会議員 新垣清涼事務所 氏名： XXXXXXXXXX

令和2年 6 月

		出勤時間	退館時間				出勤時間	退館時間	
1	月	10	15		16	火	11	16	
2	火	10	15		17	水	10	15	
3	水	10	15		18	木	10	15	
4	木	10	15		19	金	10	15	
5	金	10	15		20	土	休	休	
6	土	休	休		21	日	休	休	
7	日	休	休		22	月	10	15	
8	月	休	休		23	火	休	休	慰霊の日
9	火	10	15		24	水	10	15	
10	水	10	15		25	木			
11	木	11	16		26	金			
12	金	10	15		27	土			
13	土	休	休		28	日			
14	日	休	休		29	月			
15	月	10	15		30	火			
					31				